

ひき逃げ事故・無保険事故に あわれた被害者の方のために

政府の保障事業の
ご案内



General Insurance Rating Organization of Japan

損害保険料率算出機構

自賠責損害調査センター保障事業部

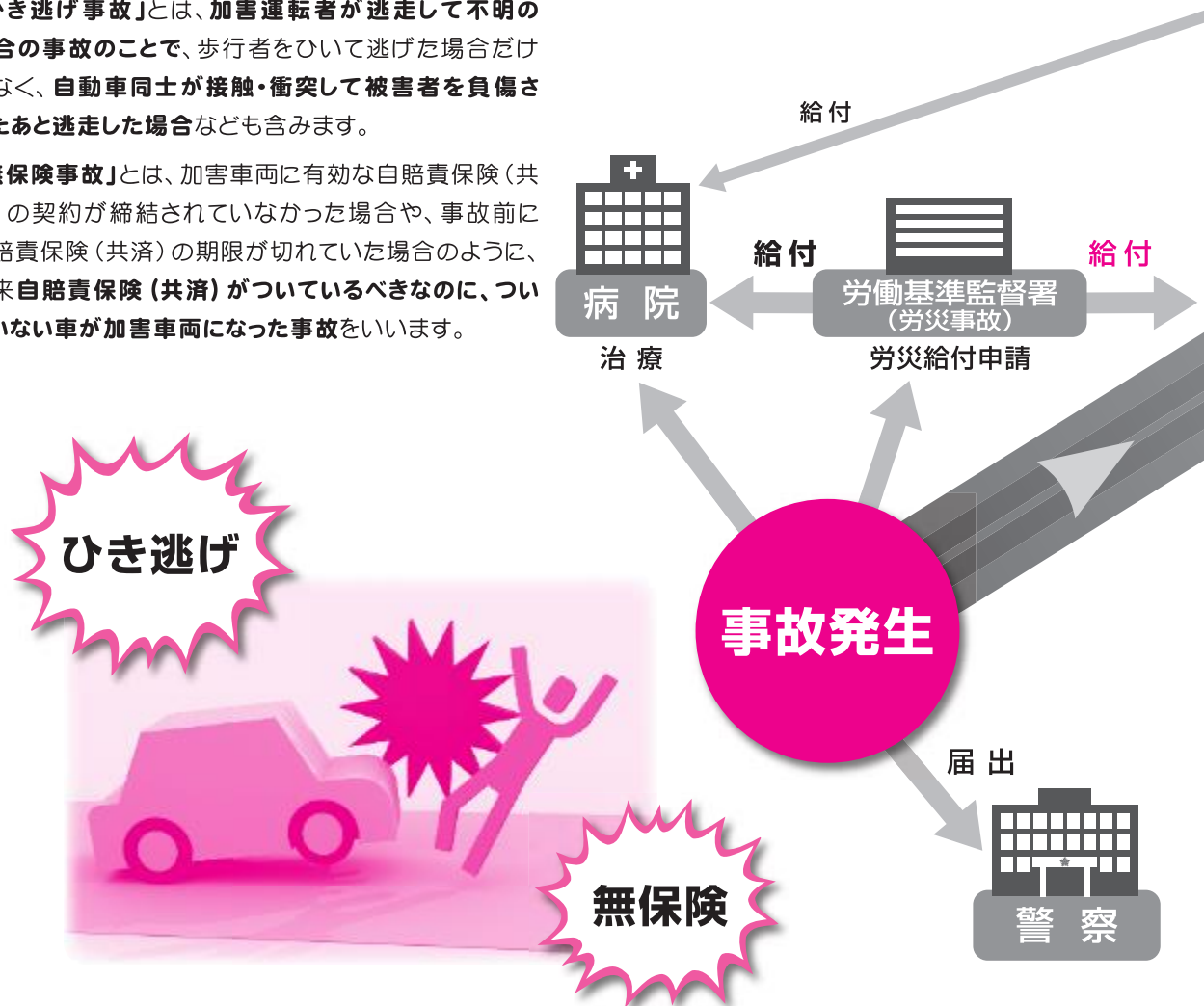
もし、ひき逃げにあったら。 加害者が自賠責保険に加入していなか あなたはどうしますか？

政府の保障事業は、交通事故にあった被害者を最終的に救済する制度です。

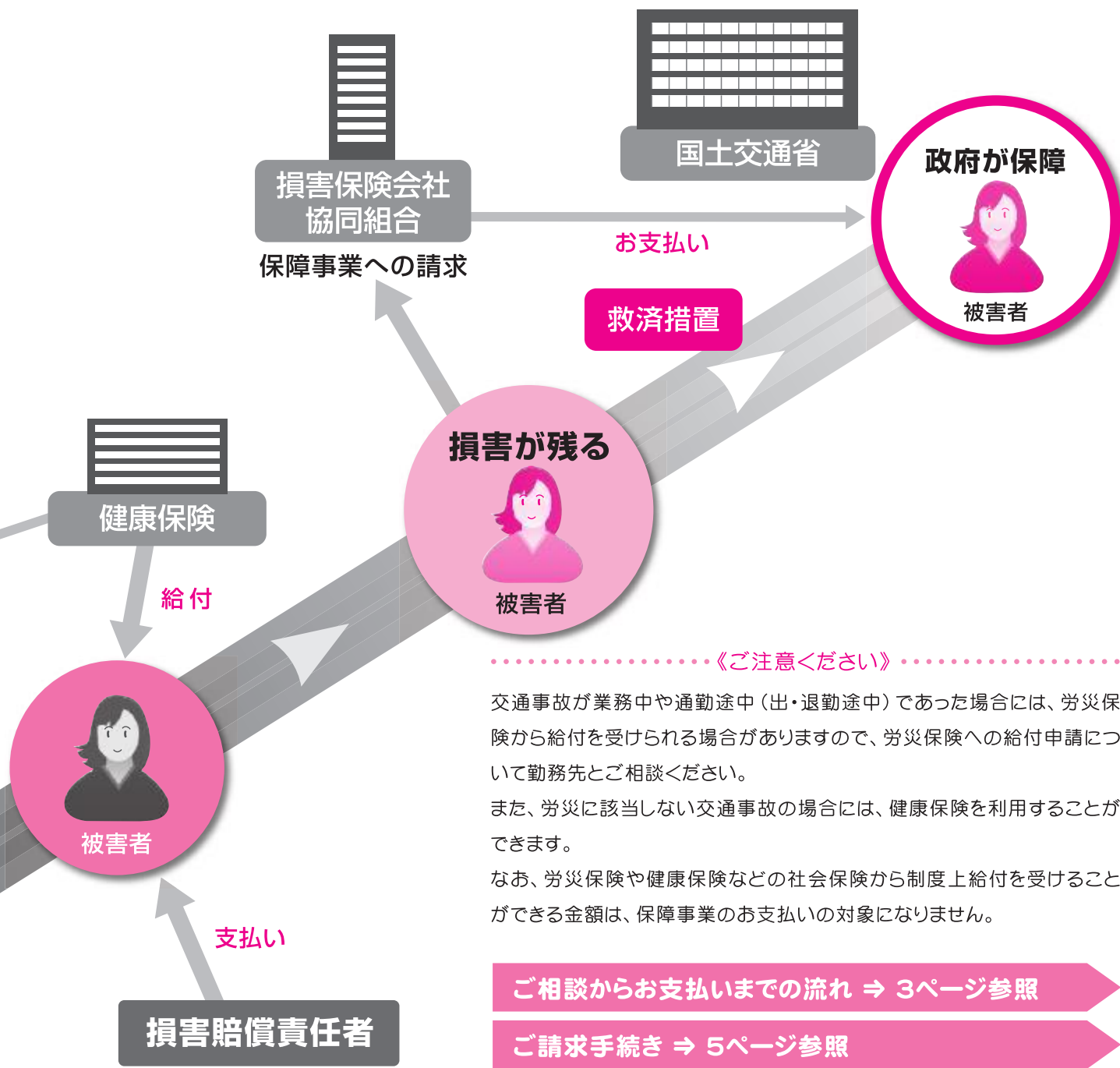
政府の保障事業は、自動車損害賠償保障法（自賠法）に基づいて
自賠責保険または自賠責共済による救済の対象にならない

「ひき逃げ事故」や「無保険事故」の被害者に対して、
健康保険または労災保険などの他の社会保険の給付や
加害者（損害賠償責任者）からの支払いなどによってもなお損害が残る場合に、
政府（国土交通省）が加害者に代わって損害相当額を立て替え払いする制度です。

- 「ひき逃げ事故」とは、加害運転者が逃走して不明の
場合の事故のことで、歩行者をひいて逃げた場合だけ
でなく、自動車同士が接触・衝突して被害者を負傷さ
せたあと逃走した場合なども含みます。
- 「無保険事故」とは、加害車両に有効な自賠責保険（共
済）の契約が締結されていなかった場合や、事故前に
自賠責保険（共済）の期限が切れていた場合のように、
本来自賠責保険（共済）がついているべきなのに、つ
いていない車が加害車両になった事故をいいます。



ったら。



.....《ご注意ください》.....

交通事故が業務中や通勤途中（出・退勤途中）であった場合には、労災保険から給付を受けられる場合がありますので、労災保険への給付申請について勤務先とご相談ください。

また、労災に該当しない交通事故の場合には、健康保険を利用することができます。

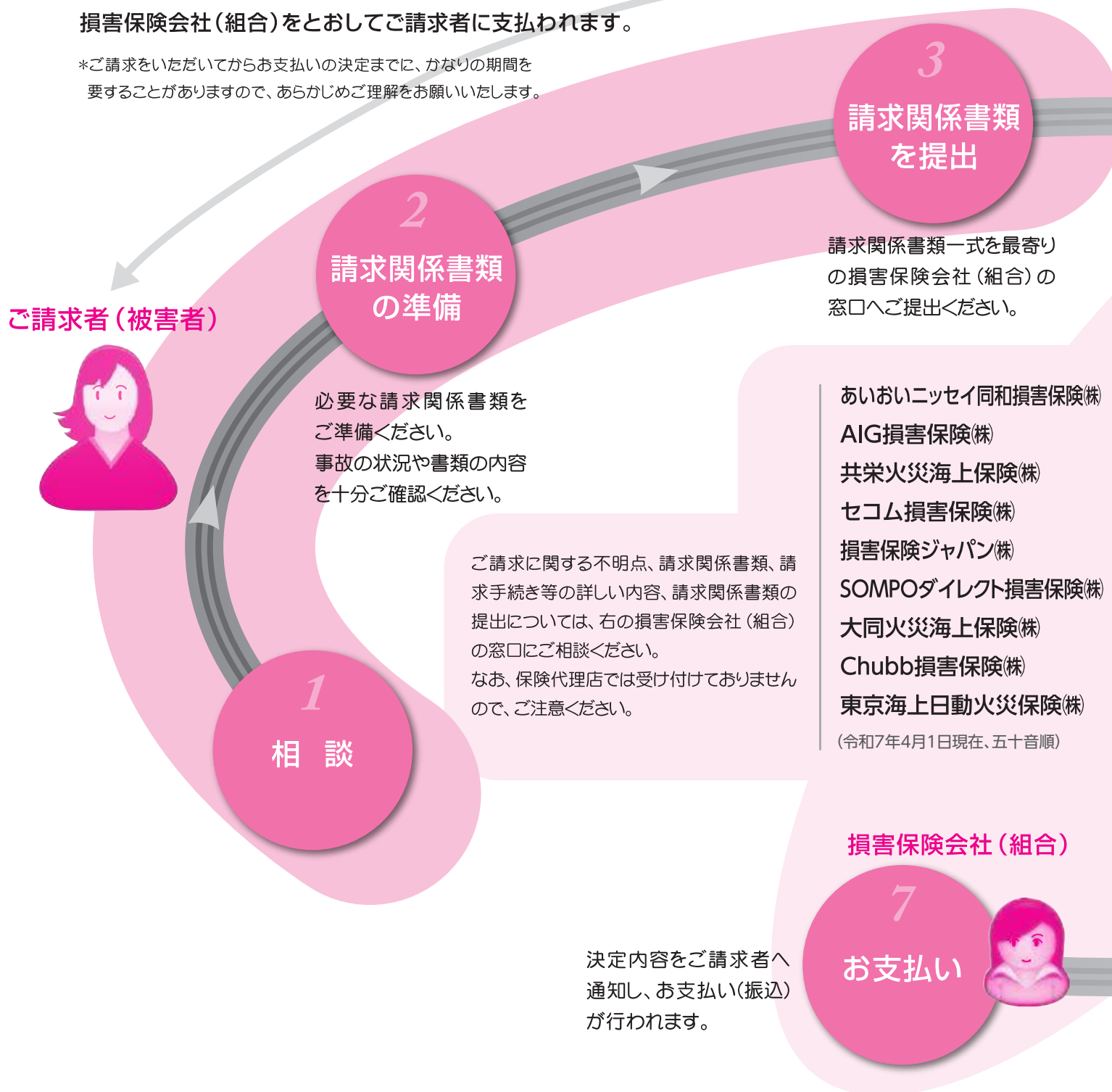
なお、労災保険や健康保険などの社会保険から制度上給付を受けることができる金額は、保障事業のお支払いの対象になりません。

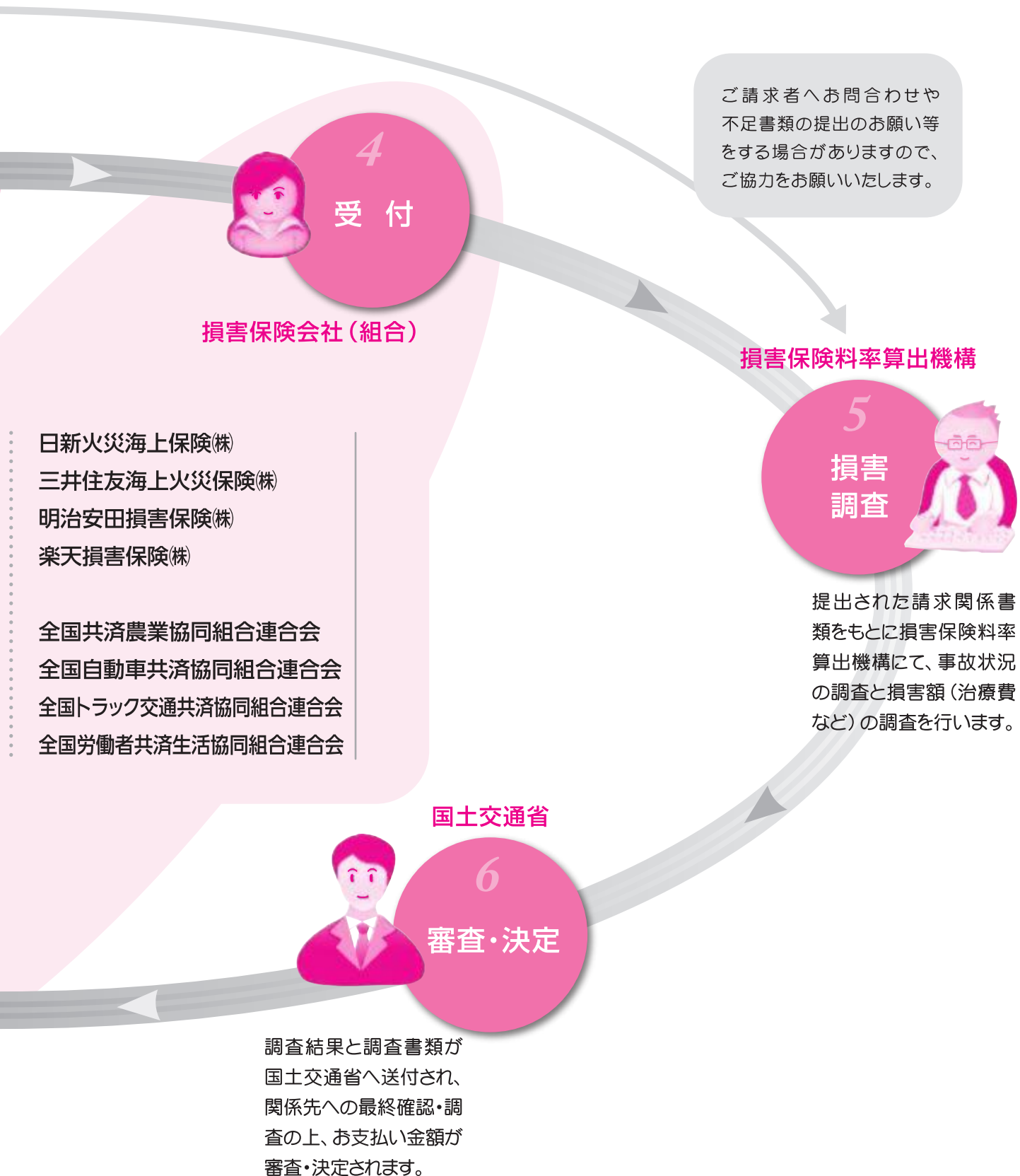
- ご相談からお支払いまでの流れ ⇒ 3ページ参照
- ご請求手続き ⇒ 5ページ参照
- ご請求に必要な書類 ⇒ 7ページ参照
- お支払いの内容 ⇒ 11ページ参照
- お支払いの対象にならない場合 ⇒ 15ページ参照
- 政府保障事業への請求に関するQ&A ⇒ 16ページ参照

請求のご相談からお支払いまでの流れ

保障事業からのお支払いの可否とお支払い金額は、政府（国土交通省）が決定し、請求関係書類を提出された損害保険会社（組合）をとおしてご請求者に支払われます。

*ご請求をいただいてからお支払いの決定までには、かなりの期間を要することがありますので、あらかじめご理解をお願いいたします。





ご請求手続き

ご請求にあたって
ご注意いただきたいことがあります。



ご請求の前にまずご確認ください。

交通事故にあわれたら、すぐに警察に届け出てください。

交通事故証明書が必要となります。

警察に届け出していないと、交通事故証明書（人身事故扱い）が発行されず、人身事故にあった事実を証明するものがないため、支払いを受けられない場合があります。

ご請求できる期間が決まっています。

ご請求できる期間が経過した場合は、時効により請求権が消滅します。

請求の区分	いつから	いつ（時効完成日）までに
傷 害	治療を終えた日	事故発生日から3年以内
後 遺 障 害	症状固定日	症状固定日から3年以内
死 亡	死亡日	死亡日から3年以内

● ご請求できる期間の例（傷害の場合）

例：令和4年5月2日の事故であれば、令和7年5月3日までご請求できます。なお、事故発生時刻が午前0時の時はご請求できるのは令和7年5月2日までになります。

- お怪我の治療を終えられたあとにご請求ください。（自賠責保険等の仮渡金のような制度はありません。）
- 後遺障害が残ってしまった場合は、傷害と後遺障害を同時に請求するか、または傷害のご請求のあと、後遺障害を追加して請求することができます。また、被害者が亡くなられるまでに治療費等の損害が生じている場合は、傷害と死亡両方のご請求となります。



治療が長びくなど、上記のご請求ができる期間以内に請求できそうにない場合は、時効になる前に、余裕をもって損害保険会社（組合）の窓口 [3ページ参照](#) にご相談してください。



【後遺障害とは】

交通事故によるお怪我の治療を終えたときに、身体に残された精神的または肉体的な毀損状態のことです。具体的には「後遺障害等級認定基準」により自賠法施行令別表第一または第二に該当するものをいいます。

【症状固定日とは】

症状が安定し、医学上一般に認められた治療を行ってもその効果が期待できなくなったときをいい、医師により判断されます。

ご請求できる方（請求権者）

請求の区分	請求権者
傷 害・後 遺 障 害	被害者
死 亡	法定相続人および遺族慰謝料請求権者（被害者の配偶者、子および父母）

- 被害者がご請求時点（損害保険会社（組合）の受付日時点）で未成年者の場合は、親権者等がご請求者となります。また、被害者が重度後遺障害等（例えば、著しい精神障害の残存等）のため、ご自身で請求することが不可能な場合は、成年後見人からのご請求となります。
- 法定相続人および遺族慰謝料請求権者が複数人おられる場合は、原則として、そのうちのお一人が代表してご請求者となり、その他の方は代表者にご請求を委任してまとめていただきます。
- ご請求は、第三者に委任することができます。
- 病院からの治療費の請求等、損害の一部のみを委任してのご請求は認められていません。

ご請求窓口は、損害保険会社（組合）です。

ご請求に必要な書類は損害保険会社（組合）の窓口 [3ページ参照](#) に備え付けてありますので、必要事項を記入してご提出ください。不明な点があれば、損害保険会社（組合）の窓口にご相談ください。



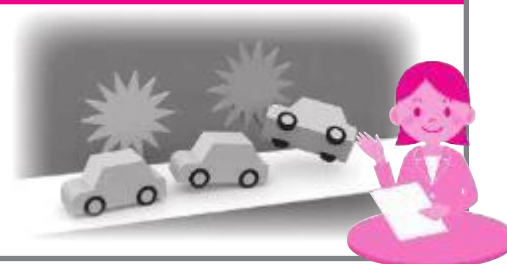
保険代理店では受け付けておりませんので、ご注意ください。

住所変更、改姓された場合はご連絡ください。

請求関係書類を提出されたあとに、ご請求者の住所変更や改姓があった場合は、速やかに請求された損害保険会社（組合）の窓口はその旨ご連絡ください。

ご請求手続き

損害額の確認等のため
請求関係書類が必要です。



必要な書類（共通）

①「自動車損害賠償保障事業への損害の填補請求書」

② 本人確認書類 [9ページ参照](#)

③「ご請求にあたっての申告事項について」

④「人身傷害補償保険（共済）へのご請求に関する確認書」

⑤「填補額支払指図書（振込依頼書）」

⑥「交通事故証明書」（人身事故扱いのもの）

申請用紙を最寄りの自動車安全運転センター、警察署、交番、または駐在所などより入手し
自動車安全運転センターに発行を依頼してください。

⑦「事故発生状況報告書（保障事業）」

⑧「診断書」等、治療の有無および治療内容を立証する資料

事故で治療を受けた全ての病院等の「**診断書**」、「**診療報酬明細書（入院または入院外）**」のご提出
が必須です。

● 事故による怪我の治療が終了してからご請求してください。

● 診断書などに保険者番号および被保険者記号・番号の記載がある場合はマスキングのうえ
ご提出ください。

● 薬局にて院外処方を受けた場合は、調剤報酬明細書、調剤明細書、領収書等の損害立証資料を
ご提出ください。

● 整骨院等で施術を受けた場合は、「**施術証明書・施術費明細書**」が必須です。「**施術証明書・施
術費明細書**」の用紙は損害保険会社（組合）の受付窓口にて備え付けてあります。

⑨「同意書（政府の自動車損害賠償保障事業）」

—— 請求方法・内容に応じ、以下の書類を追加でご提出ください ——

ご請求を弁護士などに委任した場合

①「委任状」

委任状には被害者名、委任者名、委任者の住所・電話番号、受任者名、交通事故証明書の事故発
生日・事故発生場所並びに損害の填補の請求および受領に関する一切の権限を委任していることが
記載されているものが必要です。

被害者が請求時点で未成年の場合

- ① 親権者を確認できる「全部事項証明書（または個人事項証明書）」
親権者が複数いる場合、連名による請求が可能です。連名でご請求されない場合は、上記①に加えて下記②の書類が必要です。
- ② 一方の親権者から他方の親権者への「委任状」
諸事情により「委任状」のご提出ができない場合は損害保険会社（組合）の受付窓口にご相談ください。

通院にあたり交通費が発生し、ご請求される場合

- ① 「通院交通費明細書」
内訳を記載のうえご提出ください。
- ② タクシーを利用した場合は「レシート」または「領収書」
- ③ 病院等の駐車場を利用した場合は「レシート」または「領収書」

休業損害が発生し、ご請求される場合

- (1) 事故発生当時、給与所得者（パート・アルバイトを含む）の方
 - ① 勤務先記入の「休業損害証明書」
 - ② 「源泉徴収票」（事故前年のもの）
- (2) 事故発生当時、事業所得者あるいは事業所得者の家族専従者（従業員）の方
 - ① 事故前年の確定申告書写し等（電子申告の場合には受付日時・受付番号が印字されたもの）
- (3) 事故発生当時、家事従事者^{（注1）}の方
 - ① 「住民票」^{（注2）}（続柄の省略のない世帯全体の記載があるもの）
（注1）家事従事者には専業主婦【主夫】（＝仕事に就いておらず、同居の家族があり、主な家事について被害者が従事）も該当します。また、兼業主婦【主夫】（＝家事の他、短時間のパート・アルバイト等の仕事にも従事）でも仕事での休業損害がない（少ない）場合は、家事従事者としての休業損害が認められることがあります。
（注2）「住民票」は家事従事者としての休業損害を請求する時のみ必要です。

後遺障害についてご請求される場合

① 病院・医院発行の「後遺障害診断書」

「後遺障害診断書」の用紙は損害保険会社（組合）の受付窓口にて備え付けてあります。

死亡についてご請求される場合

① 病院・医院発行の「死体検案書」または「死亡診断書」

② 相続人確認のため、亡くなられた本人について、出生から死亡までの省略のない連続した「戸籍（除籍）謄本」または法務局が発行する「法定相続情報一覧図」

③ 法定相続人および遺族慰謝料請求権者（被害者の配偶者、子および父母）各人の「全部事項証明書（または個人事項証明書）」

④ 法定相続人が請求時点で未成年の場合、「念書」

「念書」の用紙は損害保険会社（組合）の受付窓口にて備え付けてあります。

本人確認書類の提出について

政府の保障事業（自賠法第 72 条第 1 項第 1 号又は第 2 号）への損害填補請求時における本人確認書類は、自賠法施行規則第 27 条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項第 2 号の規定により、「被害者の氏名及び住所」を証するに足りる書面の提出を義務づけているところであり、以下の資料をご提出ください。

本人確認書類とは、以下の①又は②のいずれかの書類をいいます。

本人確認書類①；填補請求書（請求を委任する場合は委任状）に押印する場合は、押印した印の印鑑登録証明書

本人確認書類②；マイナンバーカード（表面のみ）コピー、運転免許証コピー、住民票、戸籍の附票、健康保険証コピー、健康保険等の資格確認書コピー、在留カードコピー、各種障害者手帳コピー、児童扶養手当証書コピー、特別児童扶養手当受給証明書コピー、母子健康手帳コピー、戦傷病者手帳コピー、運転経歴証明書コピー、特別永住者証明書コピー

（本人確認書類②については 2 点）

（※）「コピー」と記載があるものを除き、必ず原本をご提出ください。

また、本人確認書類のうち、住所が裏面に記載されているものについては、裏面のコピーについてもご提出ください。

(1) 被害者本人が請求する場合又は請求を委任する場合（被害者が亡くなった場合を除く）
被害者の本人確認書類をご提出ください（委任請求の場合は委任状もご提出ください）

(2) 被害者本人以外の方が請求する場合

① 法定代理人（親権者、後見人）が請求する場合

- 法定代理人であることを証明する資料として、親権を確認できる書面（戸籍謄本（全部事項証明書）等）をご提出ください。
- 後見人であることを確認できる書面（家裁審判書謄本、審判確定証明書、登記事項証明書）をご提出ください。
- 請求する方の本人確認書類をご提出ください。

② 任意代理人（弁護士等）が請求する場合

- 委任状をご提出ください。
- 請求する方の本人確認書類をご提出ください。

③ 相続人又は遺族慰謝料請求権者が請求する場合（被害者が亡くなった場合又は死亡による損害を請求する場合）

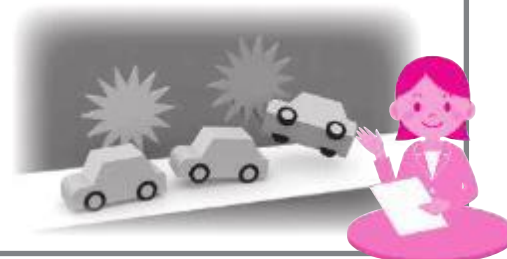
- 請求する権利を証明する資料として、相続権を確認できる書面（戸籍謄本（全部事項証明書）、法定相続情報一覧図等）、遺族慰謝料請求権者であることを確認できる書面（戸籍謄本（全部事項証明書）等）をご提出ください。
- 相続人又は遺族慰謝料請求権者の本人確認書類をご提出ください。

-
- ・各書類は「コピー」と記載があるものを除き、必ず原本をご提出ください。なお、ご提出いただいた原本は原則ご返却できません。
 - ・政府の保障事業への請求を行う場合は、法令により請求に必要な書類を提出することが義務付けられています。請求関係書類をご提出いただけない場合は、保障事業からの損害の一部または全部のお支払いができない場合がありますのでご注意ください。

**ご不明な点がございましたら、損害保険会社（組合）の
受付窓口までご相談ください。**

保障事業でのお支払いの内容

被害や給付額等に応じて
お支払い金額が決定されます。

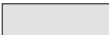


事故により被害者が被った人身損害^(注1)の総額（法定限度額を上限）から、保障事業での調整対象^(注2)となる額を差し引いた残額が、保障事業でのお支払額になります。

（注1）治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料等。なお、物的損害（車両の修理代等）は含まれません。

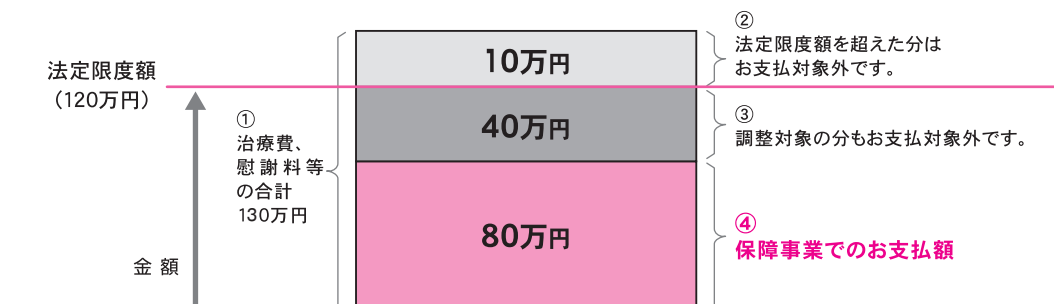
（注2）社会保険（健康保険、労災保険など）による給付額や、加害者側（損害賠償責任者）の支払額などが該当します。

基本的なお支払額の算出例（傷害のご請求の場合）

- ① 治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料等の損害額を合計します。
- ② そのうち、法定限度額（傷害の場合120万円）を超えた分（下図 ）はお支払い対象外です。
- ③ さらに、保障事業での調整対象（上記注2）の分（下図 ）もお支払い対象外となります。
- ④ 残り（下図 ）が保障事業でのお支払額になります。

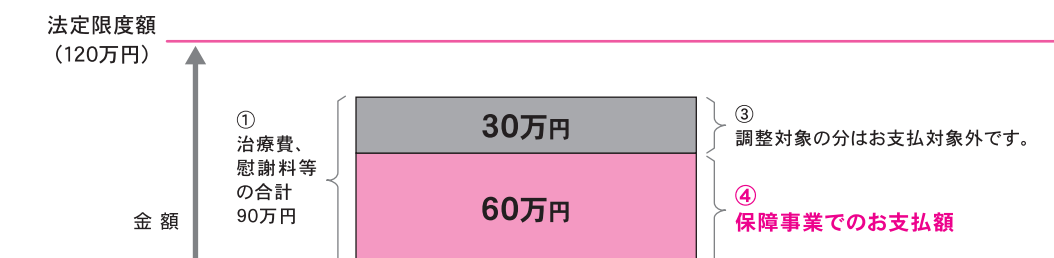
● 治療費、慰謝料等の合計が法定限度額以上の場合

（例1）治療費、慰謝料等の合計130万円、調整対象分40万円の場合



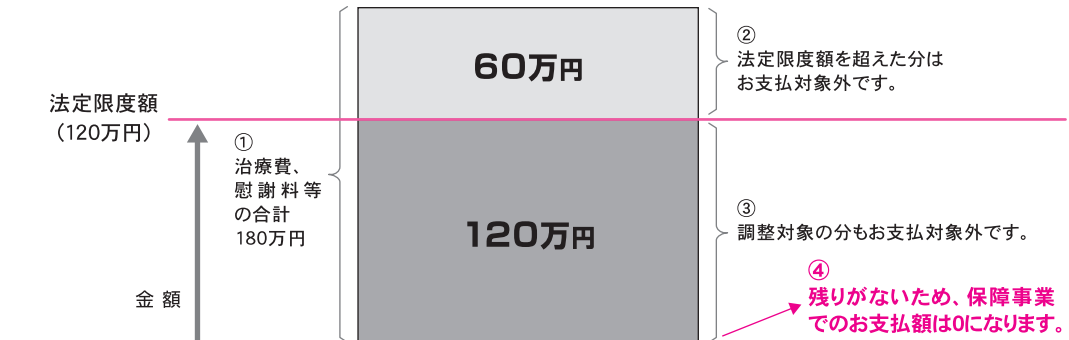
● 治療費、慰謝料等の合計が法定限度額未満の場合

（例2）治療費、慰謝料等の合計90万円、調整対象分30万円の場合



● 調整対象分の合計が法定限度額以上の場合

(例3) 治療費、慰謝料等の合計180万円、調整対象分120万円の場合



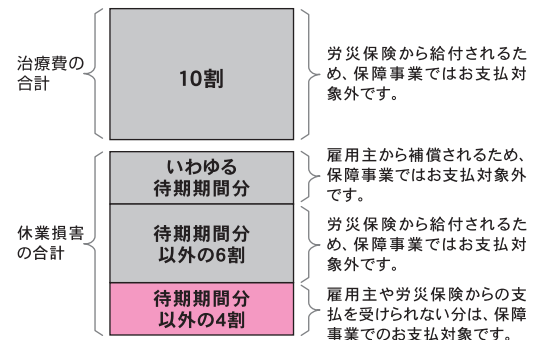
健康保険、労災保険などからの給付について (調整対象額)

上記のとおり、健康保険や労災保険などから給付可能な金額相当分は、調整対象となります。これは、政府の保障事業は、自賠責保険(共済)による支払いを受けられない交通事故被害者に対する、最終的かつ最小限の救済制度のため、他の法令にもとづく救済制度がある場合は、そちらをご利用いただくこととなっており、法律上、支払対象外と定められていることによります。

● 健康保険での基本的な考え方



● 労災保険での基本的な考え方



被害者に重大な過失がある場合

被害者に重大な過失がある場合は、上記の例1および例2にて、①の金額(法定限度額以上の場合、法定限度額)に下表の割合を乗じた金額を上限として、④のお支払額から減額される場合があります。

被害者の過失割合	減 額 割 合	
	傷 害	後遺障害・死亡
7割未満	減額なし	減額なし
7割以上8割未満	2割減額	2割減額
8割以上9割未満		3割減額
9割以上10割未満		5割減額

法定限度額とご請求できる損害の範囲・お支払いの基準

- ・1回の事故による被害者1名について、以下のとおりです。
- ・支払の基準の金額は、2020年4月1日以降に発生した事故の支払いに適用します。

傷害事故 〈法定限度額 120万円〉

治療関係費、文書料、休業損害および慰謝料が支払われます。



物損（車両の損害等）についてはお支払いできません。

（被害者が負傷した際、義肢・メガネ・補聴器等身体の機能を補うものが破損した場合には、その費用についても対象となります。）

請求できる損害の範囲		内 容	支払の基準
治療関係費	治療費	診察料、入院料、投薬料、手術料、処置料、通院費、柔道整復等の費用など	必要かつ妥当な実費
	看護料	入院中の看護料（原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合） 自宅看護料または通院看護料（医師が看護の必要性を認めた場合または12歳以下の子供の通院等に近親者等が付き添った場合）	入院1日につき4,200円 自宅看護または通院看護1日につき2,100円 これ以上に収入減の立証がある場合、近親者は19,000円、近親者以外は地域の家政婦料金を限度として、その実額
	諸雑費	入院中の諸雑費	原則として入院1日につき1,100円
	義肢等の費用	義肢、歯科補てつ、義眼、メガネ（コンタクトレンズを含む）、補聴器、松葉杖等の費用	必要かつ妥当な実費 メガネ（コンタクトレンズを含む）の費用は50,000円が限度
	診断書等の費用	診断書、診療報酬明細書等の発行手数料	必要かつ妥当な実費
文書料		交通事故証明書、印鑑登録証明書、住民票等の発行手数料	必要かつ妥当な実費
休業損害		事故による傷害のために発生した収入の減少（有給休暇を使用した場合や家事従事者の場合を含む）	1日につき6,100円 これ以上に収入減の立証がある場合は、19,000円を限度として実額
慰謝料		精神的・肉体的な苦痛に対する補償	1日につき4,300円 対象となる日数は治療期間の範囲内

後遺障害を残した事故 〈法定限度額 4,000万円～75万円〉

身体に残った障害の程度に応じた等級によって、逸失利益および慰謝料等が支払われます。

請求できる 損害の範囲	内 容	支払の基準
逸失利益	身体に障害を残し労働能力が減少したために将来発生するであろう収入減	収入および各等級（第1～第14級）に応じた労働能力喪失率、喪失期間等により計算
慰謝料等	精神的・肉体的な苦痛に対する補償等 ①介護を要する後遺障害 神経系統の機能・精神または胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常時または随時介護を要する後遺障害 ②それ以外の後遺障害 上記①以外の後遺障害	左記①の後遺障害 1,650万円（第1級）、1,203万円（第2級） なお、初期費用等として500万円（第1級）、205万円（第2級）を加算 左記②の後遺障害 1,150万円（第1級）～32万円（第14級） 左記①および②の後遺障害において、第1～第3級で被扶養者がいる場合は増額

死亡事故 〈法定限度額 3,000万円〉

葬儀費、逸失利益、被害者ご本人の慰謝料およびご遺族の慰謝料が支払われます。

なお、亡くなられるまでの治療費等の損害については、傷害事故（13ページ）をご覧ください。

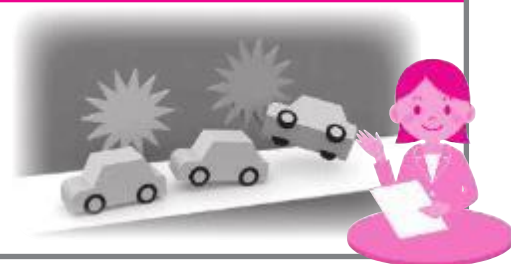
請求できる 損害の範囲	内 容	支払の基準
葬 儀 費	●通夜、祭壇、火葬、埋葬、墓石などに要する費用 （墓地、香典返しなどは含まれません）	100万円
逸失利益	●被害者が亡くならなければ将来得ることができたと考えられる収入額から、ご本人の生活費を控除したもの	●収入および就労可能期間、被扶養者の有無等を考慮のうえ計算
慰 謝 料	●被害者ご本人の慰謝料	400万円
	●ご遺族の慰謝料	●遺族慰謝料請求権者（被害者の配偶者、子供および父母）1名の場合550万円、2名の場合650万円、3名以上の場合750万円 ●被害者に被扶養者がいる場合は、さらに200万円を加算

政府保障事業の決定にご納得いただけない場合

填補金額（後遺障害等級）など、政府保障事業の決定に対して異議がある場合には、国土交通大臣に対して「異議申立の手続き」を行うことができます。「異議申立の手続き」は、事故発生日（後遺障害は症状固定日、死亡は亡くなられた日）から3年以内に行ってください。事故発生日から3年を経過している場合は、填補決定の翌日から6か月以内に裁判上の請求を行ってください。

ご注意ください

お支払いの対象にならない場合があります。



次のような場合には、ご請求いただいても、お支払いの対象になりません。

- ✓ ☒ すでに時効により請求権が消滅している場合 [5ページ参照](#)
- ✓ ☒ 被害車両の同乗者で被害車両にも過失がある場合等自賠責保険（共済）に請求できる場合
- ✓ ☒ 複数の自動車事故で、そのうちのいずれかの自動車の自賠責保険（共済）に請求できる場合
- ✓ ☒ 加害運転者側と示談が成立しており、損害賠償金を受け取っている場合
- ✓ ☒ 被害者側の一方的な過失による事故の場合（信号待ち停止中の前車に自ら追突したような場合等）
- ✓ ☒ 健康保険や労災保険等の社会保険による給付額および損害賠償責任者の支払い額の合計が、法定限度額を超える場合 [12ページ参照](#)
- ✓ ☒ 健康保険や労災保険等の社会保険による給付額、損害賠償責任者の支払い額および被害者側の重大な過失に伴う減額の合計が、損害の総額を超える場合 [12ページ参照](#)
- ✓ ☒ 自動車保険（人身傷害補償保険）から既に損害に対する支払いを受けている場合
- ✓ ☒ 後遺障害が残った場合であっても、自賠法施行令に定める等級に該当しない場合

自賠責保険（共済）の対象にならない損害は、政府保障事業においても、お支払いの対象となりません。

- ✓ ☒ 電柱に自ら衝突したような、いわゆる自損事故で、ご自身が受傷された場合
- ✓ ☒ 加害車両が、自賠責保険（共済）の対象車種から除外されている農耕作業用小型特殊自動車（小型耕運機等）や軽車両（自転車等）の場合
- ✓ ☒ 物の損害（車両の損害等）

詳しくは、損害保険会社（組合）の窓口 [3ページ参照](#) で
おたずねください。

政府保障事業への請求に関するQ&A

よくあるご質問について
解説いたします。



- Q1. 「ひき逃げ事故」(又は「無保険(共済)事故」)にあって、政府保障事業への請求を考えているのですが、先ず何をしたらよいのでしょうか？
- Q2. 自動車事故による治療の場合は、健康保険が使えないと聞いているのですが本当ですか？
- Q3. 政府保障事業と自賠責保険(共済)とは何が違うのですか？
- Q4. バイクのひったくりにあい、身に付けていたハンドバッグを掴まれた際に転倒して怪我をしてしまいましたが、この場合は政府保障事業の対象となりますか？
- Q5. 請求に必要とされている書類は、全て提出しなければならないのですか？
- Q6. ひき逃げ(又は無保険)事故にあったため、自分が加入してる人身傷害補償保険に請求したところ、先に政府保障事業に請求して損害填補を受けなさいと言われたのですが、ひき逃げ(又は無保険)事故の場合は、先に政府保障事業に請求しなければならないのですか？

Q1. 「ひき逃げ事故」(又は「無保険(共済)事故」)にあって、政府保障事業への請求を考えているのですが、先ず何をしたらよいのでしょうか？

A1. 自動車事故にあわれたら、直ぐに警察に人身事故として届けて下さい。警察に届けていないと、交通事故証明書(自動車安全運転センター)が発行されず、人身事故にあった事実を証明するものがないため、損害填補を受けられない場合があります。

Q2. 自動車事故による治療の場合は、健康保険が使えないと聞いているのですが本当ですか？

A2. 自動車事故によるケガで治療を受ける時でも、健康保険等の社会保険や労災保険を使用することができます。特に、「ひき逃げ事故」や「無保険(共済)事故」にあわれた場合は、医療機関に対し「ひき逃げ(又は無保険)による事故のため自賠責保険(共済)が使えないので、健康保険(又は国民健康保険等の社会保険。業務中や通勤途中での事故の場合は労災保険)で治療して下さい。」と申し出て下さい。さもないと、被害者の損害額が政府保障事業の法定限度額を超えるような場合は、超過部分が全額自己負担になってしまう可能性があります。したがって、必ず社会保険を使用するよう病院に申し出て下さい。

Q3. 政府保障事業と自賠責保険(共済)とは何が違うのですか？

A3. 政府保障事業による填補金(支払額)は、自賠責保険・共済の支払基準に準じて支払われます。しかし、政府保障事業は、自賠責保険・共済では救済されない被害者の最終的な救済制度であることから、次のような点が自賠責保険・共済とは異なります。

1. 請求できるのは被害者のみです。加害者から請求はできません。
2. 健康保険、労災保険などの社会保険からの給付を受けるべき場合、その金額は差し引いて填補します。
3. 被害者への填補額については、政府がその支払金額を限度として、加害者(損害賠償責任者)に求償します。

Q4. バイクのひったくりにあい、身に付けていたハンドバッグを掴まれた際に転倒して怪我をしてしまいましたが、この場合は政府保障事業の対象となりますか？

A4. ご質問の場合のように、自動車の運行によるものと認められるような場合は、政府保障事業の対象となります。

Q5. 請求に必要とされている書類は、全て提出しなければならないのですか？

A5. 政府保障事業へ損害填補請求を行う場合は、法令により請求に必要な書類を提出することが義務付けられています。これらの請求関係書類をご提出いただけない場合は、損害の事実を確認できないため、政府保障事業から損害の一部又は全部の填補ができない場合がありますので、ご注意下さい。

Q6. ひき逃げ（又は無保険）事故にあったため、自分が加入してる人身傷害補償保険に請求したところ、先に政府保障事業に請求して損害填補を受けなさいと言われたのですが、ひき逃げ（又は無保険）事故の場合は、先に政府保障事業に請求しなければならないのですか？

A6. そんなことはありません。どちらを優先するかは請求者の自由意志です。ただし、両方からの重複支払はありません。政府保障事業は、他の手段によって救済されない被害者に対し、必要最小限の救済を図ることを目的として創設された制度であり、被害者が人身傷害補償保険のような実損填補型傷害保険など他の手段によって救済される場合は、その限度において被害者に対する損害の填補を行いません。つまり、政府保障事業では、人身傷害補償保険の保険金（共済金）については、被害者の損害額から控除することとしていますので、二重支払は受けられません。

自動車損害賠償保障法（抜粋）

第71条（自動車損害賠償保障事業）

政府は、この法律の規定により、自動車事故対策事業として、次条第1項に規定する自動車損害賠償保障事業及び第77条の2第1項に規定する被害者保護増進等事業を行う。

第72条（業務）

政府は、自動車損害賠償保障事業として、次の業務を行う。

- 一 自動車の運行によつて生命又は身体を害された者がある場合において、その自動車の保有者が明らかにでないため被害者が第3条の規定による損害賠償の請求をすることができないときに、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害を填補すること。
 - 二 責任保険の被保険者及び責任共済の被共済者以外の者が、第3条の規定によつて損害賠償の責に任ずる場合（その責任が第十条に規定する自動車の運行によつて生ずる場合を除く。）に、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害を填補すること。
 - 三 第16条第4項又は第17条第4項（これらの規定を第23条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による請求により、これらの規定による補償を行うこと。
- 2 前項各号の請求の手続は、国土交通省令で定める。

第73条（他の法令による給付との調整等）

- 被害者が、健康保険法（大正11年法律第70号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他政令で定める法令に基づいて前条第1項第1号又は第2号の規定による損害の填補に相当する給付を受けるべき場合には、政府は、その給付に相当する金額の限度において、同項第1号又は第2号の規定による損害の填補をしない。
- 2 前条第1項第2号の場合において、被害者が第3条の規定による損害賠償の責に任ずる者から損害の賠償を受けたときは、政府は、その金額の限度において、同号の規定による損害の填補をしない。

第73条の2（第72条第1項第1号又は第2号の規定による損害の填補についての履行期）

- 政府は、第72条第1項第1号又は第2号の規定による損害の填補の請求があつた後、当該請求に係る自動車の運行による事故及び填補すべき損害の金額の確認をするために必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わない。
- 2 政府が前項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、被害者が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかつた場合には、政府は、これにより損害の填補を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

第75条（時効）

- 第16条第4項若しくは第17条第4項（これらの規定を第23条の3第1項において準用する場合を含む。）又は第72条第1項第1号若しくは第2号の規定による請求権は、これらを行行使することができる時から3年を経過したときは、時効によつて消滅する。

会計法(抜粋)

第31条

金銭の給付を目的とする国の権利の時効による消滅については、別段の規定がないときは、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- 2 金銭の給付を目的とする国の権利について、消滅時効の完成猶予、更新その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき他の法律の規定がないときは、民法の規定を準用する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

民法(抜粋)

第147条(裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新)

次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する(確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する)までの間は、時効は、完成しない。

- 一 裁判上の請求
 - 二 支払督促
 - 三 民事訴訟法第275条第1項の和解又は民事調停法(昭和26年法律第222号)若しくは家事事件手続法(平成23年法律第52号)による調停
 - 四 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加
- 2 前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。

第150条(催告による時効の完成猶予)

催告があったときは、その時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

- 2 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。

[illegible]

This image shows a full page of white paper with horizontal dotted lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for handwriting practice. There are no margins, text, or other markings on the page.

ひき逃げ事故・無保険事故に あわれた被害者の方のために

政府の保障事業の
ご案内



【損害保険料率算出機構とは】

「損害保険料率算出団体に関する法律」(昭和23年7月29日法律第193号)にもとづいて設立された法人で、その事業の一環として政府の保障事業請求事案についての損害調査業務を行っています。

公式ウェブサイト <https://www.giroj.or.jp>

公式ウェブサイト【政府の保障事業とは】

政府の保障事業請求に関するご案内はこちらから



〈個人情報の利用について〉

損害保険料率算出機構は保障事業に関し、損害保険会社(組合)より損害調査業務を受託していることから、個人情報を損害保険会社(組合)と共同利用するとともに、自賠法の趣旨に則った被害者救済のための公平・公正な損害額や事故状況等の調査業務を適正に実施するため、個人情報を利用しています。上記以外の目的のために、個人情報を取り扱うことはありません。